

長泉町規則第22号

長泉町都市公園条例施行規則を次のように定める。

令和6年12月16日

駿東郡長泉町長 池田修

長泉町都市公園条例施行規則

長泉町都市公園の設置及び管理に関する規則（昭和50年長泉町規則第15号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、長泉町都市公園条例（令和6年長泉町条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（許可書の交付）

第2条 町長は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により申請した者に公園施設の設置、管理又は許可事項の変更を許可したときは、許可書を交付するものとする。

2 町長は、法第6条第2項又は第3項の規定により申請した者に公園の占用又は占用の許可事項の変更を許可したときは、許可書を交付するものとする。

3 町長は、条例第7条第2項又は第3項の規定により申請した者に都市公園（以下「公園」という。）内の行為又は許可事項の変更を許可したときは、許可書を交付するものとする。

4 町長は、条例第20条第2項又は第3項の規定により申請した者に有料公園施設の使用又は許可事項の変更を許可したときは、許可書を交付するものとする。

5 町長は、条例第27条の規定により申請した者に権利の承継を許可したときは、許可書を交付するものとする。

（有料公園施設の供用日及び供用時間）

第3条 条例第19条第2項の規則で定める供用日及び供用時間は、次の表のとおりとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、供用日若しくは供用時間を臨時に変更し、又は臨時に休園することができる。

公園名	有料公園施設名	供用日	供用時間
鮎壺公園	キッチンカーエリア	1月4日から12月28日	午前9時00分から午

入口広場	まで	後 5 時30分まで
芝生広場（西側）		
鮎壺テラス（にぎわいスベース）		

(有料公園施設の使用の申請等)

第4条 条例第20条の規定により有料公園施設を使用しようとする者は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の10日前までに、申請書を町長に提出しなければならない。

- 2 有料公園施設の使用の申請の受付期間は、使用日の属する月の3月前からとする。
 (使用料の減免)

第5条 条例第24条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ、町長に申請書を提出しなければならない。

- 2 町長は前項に規定する申請を承認したときは、減免通知書を交付するものとする。
 (使用料の還付)

第6条 条例第25条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書に当該許可書を添えて町長に申請しなければならない。

- 2 条例第25条第2号の規則で定める期限は、使用しようとする日（その日が引き続き2日以上であるときは、その初日）の7日前までとする。

(書類の様式)

第7条 次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法第5条第1項の規定による公園施設の設置許可に係る申請書 公園施設設置許可申請書（様式第1号）
- (2) 法第5条第1項の規定による公園施設の管理許可に係る申請書 公園施設管理許可申請書（様式第2号）
- (3) 法第5条第1項の規定による公園施設の設置又は管理の許可事項の変更に係る申請書 公園施設設置（管理）許可事項変更申請書（様式第3号）
- (4) 法第6条第2項の規定による都市公園の占用許可に係る申請書 公園占用許可申請書（様式第4号）
- (5) 法第6条第3項の規定による公園占用の許可事項の変更に係る申請書 公園占用許可事項変更申請書（様式第5号）

- (6) 条例第7条第2項の規定による公園内の行為の許可に係る申請書 公園内行為許可申請書（様式第6号）
- (7) 条例第7条第3項の規定による公園内の行為の許可事項の変更に係る申請書 公園内行為許可事項変更許可申請書（様式第7号）
- (8) 条例第20条第2項の規定による有料公園施設の使用の許可に係る申請書 有料公園施設使用許可申請書（様式第8号）
- (9) 条例第20条第3項の規定による有料公園施設の使用の許可事項の変更に係る申請書 有料公園施設使用許可事項変更許可申請書（様式第9号）
- (10) 条例第27条の規定による権利の承継の許可に係る申請書 権利承継許可申請書（様式第10号）
- (11) 条例第28条の規定による公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用（以下「設置等」という。）に関する工事の着手又は完了に係る届 設置等工事着手（完了）届（様式第11号）
- (12) 条例第28条の規定による設置等の廃止に係る届 設置等廃止届（様式第12号）
- (13) 条例第28条の規定による公園の原状回復に係る届 公園原状回復届（様式第13号）
- (14) 第2条第1項の規定による公園施設の設置に係る許可書 公園施設設置許可書（様式第14号）
- (15) 第2条第1項の規定による公園施設の管理に係る許可書 公園施設管理許可書（様式第15号）
- (16) 第2条第1項の規定による公園施設の設置又は管理の許可事項の変更に係る許可書 公園施設設置（管理）許可事項変更許可書（様式第16号）
- (17) 第2条第2項の規定による公園の占用に係る許可書 公園占用許可書（様式第17号）
- (18) 第2条第2項の規定による公園の占用の許可事項の変更に係る許可書 公園占用許可事項変更許可書（様式第18号）
- (19) 第2条第3項の規定による公園内の行為に係る許可書 公園内行為許可書（様式第19号）
- (20) 第2条第3項の規定による公園内の行為許可事項の変更に係る許可書 公園内行為許可事項変更許可書（様式第20号）

- (21) 第2条第4項の規定による有料公園施設の使用に係る許可書 有料公園施設使用許可書（様式第21号）
 - (22) 第2条第4項の規定による有料公園施設の使用の許可事項の変更に係る許可書 有料公園施設使用許可事項変更許可書（様式第22号）
 - (23) 第2条第5項の規定による権利の承継に係る許可書 権利承継許可書（様式第23号）
 - (24) 第5条第1項の規定による使用料の減免に係る申請書 公園使用料減免申請書（様式第24号）
 - (25) 第5条第2項の規定による使用料減免通知書 公園使用料減免通知書（様式第25号）
 - (26) 第6条第1項の規定による使用料還付に係る申請書 公園使用料還付申請書（様式第26号）
- （雑則）

第8条 この規則に定めるものほか、都市公園の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年3月9日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正前のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。